

合併備品即売処分市実施要領

(令和2年12月1日実施)

長浜市商工会

1. 対象物件について

別紙、売払物品リストのとおりです。記載してある最低価格は、1個（1セット）当たりの金額です。売払物品はすべて現状渡しになります。キズや汚れ、一部破損がある物もあります。また、机・ロッカー等の鍵は付属していませんし、物品の一部に商工会名等が記載されている物があります。

なお、物品は商工会合併時まで使用していた物ですが、従来の性能・安全を保障するものではありません。専門家の調整や一部修理を要する物がある場合もありますが、修理費用について長浜市商工会は一切負担しません。

2. 当日即売品売払い、入札について

下記日程で、当日即売品売払い、入札を開催します。いずれも、現地にて現物を確認いただいたうえで、買受、入札を行っていただきます。

※郵送、電話による受付、入札参加はできません。

○日時 令和2年12月 1日（火） 午前9時～午後4時（受付は午後3時まで）

○場所

- ・旧東浅井商工会虎姫支所 （田町 84-6）
- ・旧東浅井商工会湖北支所 （湖北町速水 1920）

3. 引渡条件について

(1) すべての物品受払に当たり、現地で確認いただき、現状有姿にて引渡を行います。

このため、引き渡し後の故障及び瑕疵について、商工会は一切責任を負いません。

(2) 運搬費用、その他引渡にかかる費用等は、すべて落札者の負担となります。

(3) 当日の即売品売払いは売払い代金を一括納入後の持ち帰りになります。入札物品の引き取りは、商工会が別途している日までに行っていただきます（当日即売品は当日引渡）。

(4) 当日即売品売払い物品については、数に限りがありますので、売切れになる場合があります。

4. 入札参加等について

(1) 実施要領の配賦

長浜市商工会 HP (nagahamasci.or.jp) からダウンロードしてください。

(2) 当日即売品売払いについて

数に限りがありますので、売り切れの場合はご容赦いただきます。

(3) 一般競争入札参加申し込みについて

物品の現状を確認のうえ、現地備え付けの「一般競争入札書」（様式2）に所定事項、入札価格を記入し、入札箱に投入していただきます。

※なお、同一物品への再入札はできません（開札時に無効とします）。

落札者には、後日連絡いたします。

(4) 参加申込資格等について

①参加申込は、長浜市商工会会員のみとします。

- ②売買代金を一括支払い（即納）可能である者
- ③一般競争入札実施要領及び参加申込書記載の条件を誠実に履行できる者
- ④転売を目的として入札に参加しようとする者は参加申込みができません。

5. 入札方式について

(1) 入札方法

一般競争入札による入札になりますので、物品の現状を確認のうえ、現地備え付けの「一般競争入札書」（様式2）に所定事項、入札価格を記入し、入札箱に投入していただきます。

(2) 提出していただくもの

現地備え付けの一般競争入札書

(3) 入札書の作成方法

- ①入札書は所定の様式により、入札者の氏名を記入してください。
- ②入札書記入の金額は、日本国通貨（円）でアラビア数字（0. 1. 2. 3. …）を使用してください。
- ③一度提出した入札書は、いかなる理由があってもこれを書き換え、引き換えまたは撤回することはできません。入札書の提出は1回限りです。
- ④入札書には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記入してください。
- ⑤入札書への金額は、1個（セット）当たりの単価を記入してください。
- ⑥入札書への記入単価は、最低価格以上（100円単位以上）で記入してください（100円未満の記載があった場合は、切捨てとみなします）。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札参加資格のない者が落札した入札
- ②所定の入札書によらない入札
- ③入札者の記名がない入札
- ④入札者が同じ物品に2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑤入札者が、他の入札代理人となり入札した入札
- ⑥入札金額、その他主要部分が識別しがたい入札
- ⑦入札金額を訂正した入札
- ⑧入札金額が、100円未満の入札
- ⑨その他入札に関し、不正の入札行為をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札の中止または延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められる時、または災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

6. 開札

12月 2日（水）以降

7. 落札者の決定

長浜市商工会が定める最低価格以上で、最も高い価格であった者を落札者とします。

また、落札決定額は、1個（セット）当たりに対する売払い単価が最も高い価格であった者を落札者とします。

仮に、落札額が同額である入札者が2者以上ある場合は、長浜市商工会による抽選により落札者を決定することとし、落札者に対してのみ連絡します。

8. 売買契約書の締結

落札された方で売買契約の締結が必要な場合は、商工会所定の様式にて契約書を作成しますが、売買契約の決定日は、落札決定した日になります。契約に要する費用等は、落札者の負担とします。売買代金は、消費税相当額（地方消費税含む）を含めた額となります。

売買契約の名義人は、現地下見会（兼）入札参加申込書及び入札書に記載された方となります。

9. 売買代金の支払い方法

入札物品に係る売買代金は、長浜市商工会が発行する請求書により一括納入していただきます。

10. 物件の引き渡し等

- (1) 物件の引き渡しは、売買代金が全額納付された後に行います。
- (2) 売買代金の納付が確認され次第、引き渡し日程の調整を落札者と行います。
- (3) 売買代金完納後、義務者として課せられる公租公課等は落札者の負担になります。

11. その他の注意事項

- (1) 物品の引き取りおよび移動は、商工会が別途指定する日までに行っていただきます。
- (2) 引き取りに係る運搬費用等は、落札者負担になります。
- (3) 引き渡し時、運搬等における破損等について、商工会は一切責任を負いません。
- (4) 現状有姿にての入札、引き取りのため、落札後及び支払後の返品、異議の申し立ては受付できません。

【お問い合わせ】

〒529-0341

長浜市湖北町速水2745番地 長浜市商工会 総務課

TEL：0749-78-2121

FAX：0749-78-1300